

六事業主側 合資会社マニカ合金製作所
代表者 山本米藏

資本金 二万五千円
事業 現金貸付

企業系統 十社
使用労働者 男二十九人（内徒次一人）

六労働者側
争議参加労働者 男一六人

不参加労働者 男一六人
争議参加者中組合加入者 男一六人

四争議発生ノ時 昭和三十二年四月十六日
五争議発生原因

福元工場ニ在リハ事業不振ノ為本年一月一割五分ノ賃金低下
ヲ為シタルカ之等ニ対シ不平等ナル職工ハ工場ニ近接スル

幸田運川等ノ諸工場ニ在ケル争議ノ有利ナル条件ヲ解決セ
ルニ鑑ミ本月十一日組合ニ加入スルに至リタルカ偶々工場ニ
在テ本月十五日夜九時ハ争議参加組合ニ在リ同日夜九時為
ス能ハサリシテ好機トシテ争議改善ノ要求ヲ為スに至レリ
六要求事項並ニ交渉状況

四月十五日午前十時頃左記嘆息書ヲ提出シ下午二時頃答ヲ承
メ係セテ労働ノ即時支払ヲ要求セリ

(一)時給制ヲ廢シ八時間労働ノ日給制ニサレタレ

(二)最低賃金ニ因五十五圓ヲ支給サレタレ

(三)退職手当制ヲ尤ノ如ク制定サレタレ
第二十八日給ノ五十日分及三ヶ月以降ハ一ヶ月毎ニ日給半日
分

勤務時間六ヶ月未満ノ場合ハ規定額ノ半額トシ六ヶ月以上
一ヶ年未満ハ一ヶ年トシテ取扱フコト